



第7章

地域で安心して暮らせる環境づくりを支援する～福祉のまちづくり～

1 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

本市では、バリアフリー新法、福岡県福祉のまちづくり条例等に基づき、公共施設の新築・改築、改修を実施しています。

アンケート調査結果をみると、今後、行政に力を入れて欲しいこととして、他の障がいと比べ、身体障がい者で「道路や建物のバリアフリー化の促進」の割合が高くなっています。今後も、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくためには、バリアフリー化の進捗状況は十分とは言えず、引き続き県の条例などを踏まえつつ、計画的なバリアフリー化を図っていく必要があります。

施策の方向

既存の施設や新たに建設する施設のバリアフリー化を行う際には、障がいのある人の立場に立った利用しやすい施設をめざし、障がいのある人の意見を積極的に反映させるとともに、案内・誘導装置の設置や障がい者用駐車場の確保、スロープの整備、すべての人に配慮した使いやすいトイレの整備などを推進します。また、民間施設等に対しても、バリアフリー化やユニバーサルデザイン導入を働きかけます。

主な事業

- バリアフリー新法、福岡県福祉のまちづくり条例等に基づく計画的な整備の推進（危機管理課、維持管理課、都市計画課）
- 『筑紫野市交通等バリアフリー基本構想』に基づくバリアフリー化の徹底（危機管理課、維持管理課、都市計画課、土木課）
- 公共施設等のバリアフリー化の推進（維持管理課、都市計画課）

2 交通移動サービスの推進

現状と課題

鉄道やバス路線等の公共交通機関は、障がいのある人の行動範囲を広げる大切な移動手段であり、利用しやすい環境整備を働きかけていく必要があります。

外出時の交通手段として、特に、知的障がい者・精神障がい者では「電車・バス」が5割弱と高くなっています。障がいのある人の移動手段の確保は個々の場面において様々な困難があることから、生活する地域の交通事情に則した移動の支援策を講じる必要があります。

施策の方向

重度障がい者に対する福祉タクシー利用券の交付等、障がいの特性を考慮して、移動手段の確保を図ります。

主な事業

- 「すこやかライフガイドブック」の配布及び周知（生活福祉課）
- 重度障がい者に対する福祉タクシー利用券の交付（生活福祉課）
- 身体障がい者の自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成（生活福祉課）
- 自動車の運転に必要な改造に要する費用の一部を助成（生活福祉課）

3 住宅環境整備の推進

現状と課題

本市では、高齢者等住宅改修費助成について、市のホームページや介護保険制度パンフレット等にて周知を図っています。今後も、障がいのある人が生活する住宅や環境などについて、より安全で快適な場所に改善するため、障がいのある人の住宅改造費の助成や改修資金の貸付制度などの周知を図り、その利用を促進する必要があります。

施策の方向

障がいのある人の身体状況や家族の介護に配慮した住環境を整備するため、居室、トイレ、浴室、階段等の改造や手すり、スロープ等の改修費用を助成します。

主な事業

- 住宅改造費用助成制度の充実と周知（高齢者支援課、生活福祉課）
- 公的援助制度の充実を国、県へ要望（高齢者支援課、生活福祉課）

現状と課題

災害時に障がいのある人などの支援を必要とする人への対策の重要性が、我が国全体で大きな課題となっています。

アンケート調査では、地震など災害発生時に一人で避難することについて、知的障がい者・重複障がい者では「一人で避難できないと思う」が4割～5割と、他の障がいと比べて高くなっています。また、災害等の緊急時に頼れる人の有無について、精神障がい者・重複障がい者では「必要だがいない」が2割～3割と高くなっています。そのため、防災に対する意識啓発や大規模災害時における初動活動を円滑に行うためには、地域での日頃からの見守りが必要です。

また、日常的な防犯活動も重要であり、日頃から障がいのある人に対する防犯知識の普及、支援体制の充実など、地域における防犯対策を推進する必要があります。

施策の方向

障がいのある人の防犯・防災に関する知識の普及と意識向上を図るため、パンフレットの配布等により啓発に努めます。

また、障がいのある人だけでなく、子どもや高齢者が地域で安心して暮らせるよう、自治会、民生委員・児童委員と連携して要配慮者を地域全体で見守る「見守りネットワーク」の構築を支援し、日常の見守りや災害等緊急時の避難誘導體制の整備に努めます。

安否確認や急病等の緊急時に対応できる仕組みを構築するとともに、障がいのある人の防災訓練への参加促進を通じて障がいのある人とない人が地域でともに支え合う体制づくりをめざします。

さらに、避難後の支援として、福祉避難所として利用可能な施設の選定と指定について検討し、避難所の整備にあたっては、段差の解消、手すりや誘導装置、障がい者用トイレの設置など施設的环境について配慮します。また、避難所での視覚障がい者・聴覚障がい者への情報提供方法についても配慮します。

主な事業

- 見守りネットワークの推進（新規）
（危機管理課、高齢者支援課、生活福祉課）
- 避難路、避難場所の周知及び普及啓発の推進（危機管理課）
- 自主防災組織の推進及び育成強化（危機管理課）
- 防犯・防災に関する講習会等の推進（危機管理課）
- 障がいのある人の防災訓練への参加促進（新規）（危機管理課）
- 地域ぐるみにおける防犯・防災体制の促進と普及啓発の推進
（危機管理課）
- 緊急通報システムの充実及び緊急時の連絡体制の強化
（高齢者支援課、生活福祉課）
- 「地域包括ケアシステム」構築を見すえた民生委員・児童委員、福祉委員等及び地域住民相互の安否確認体制づくりの推進
（高齢者支援課、子育て支援課、生活福祉課）
- 福祉避難所の設置増（新規）（危機管理課）

現状と課題

障がいのある人が、安心して街中を移動できるためには、施設整備の充実を図るとともに、交通安全対策を充実することも重要です。そのため、障がい種別のニーズの違いに配慮しつつ、標識等の整備充実を図るとともに、歩道や点字ブロック上の放置自転車や違法駐車をなくすよう、関係団体や関係機関との連携強化と、市民モラル向上のための広報活動が求められます。

施策の方向

障がい種別のニーズの違いに配慮しつつ、利用しやすい標識等の整備充実を図ります。歩道や点字ブロック上の違法駐車や放置自転車をなくすよう、関係団体や関係機関との連携強化や市民モラル向上のための広報活動を行います。

主な事業

- 警察と連携し、歩道や点字ブロック上の違法駐輪等の取り締まりを強化する（危機管理課）